第百七十四条において準用する第九十八条第三項	受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
	厚生労働大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第百七十四条において準用する第九十八条第四項本文	受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
	厚生労働大臣	連合会
附則第三十条第三項において準用する同条第一項	連合会の	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）の
	第八十五条の二	平成二十五年改正法附則第八条
	責任準備金に相当する額（次条、附則第三十三条、第三十四条及び第三十八条において「責任準備金相当額」という。）	責任準備金相当額
附則第三十条第三項において準用する同条第二項	第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項

2　存続連合会については、廃止前厚生年金基金令第四十八条の二、第五十二条の六第一項、第五十二条の七、第五十四条第一項、第五十五条の二第一項（第二号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第二項から第四項まで、第五十七条から第六十条の三まで及び附則第六条の規定、廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第二条（第二号を除く。）、第四条、第六条から第十四条まで、第十九条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）、第二十八条の二、第三十条、第三十一条、第三十七条（第二項を除く。）、第三十九条の二、第三十九条の五から第四十一条まで、第四十二条（第三号を除く。）、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条並びに第四十八条の規定並びに廃止前厚生年金基金令附則第六条において準用する廃止前厚生年金基金令附則第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の二	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（第五十七条第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）

第五十二条の六第一項	連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第五十五条の四第二項	老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転することができるものであるとき又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額	平成二十五年改正法附則第五十三条第四項及び第五項に規定する年金給付等積立金（以下この項及び次項において「年金給付等積立金」という。）
	老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額	年金給付等積立金
第五十五条の四第三項	老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額	年金給付等積立金
第五十五条の四第四項	年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金
第五十七条第一項	法第百三十二条第二項（第五十四条第一項において準用する第二条各号列記以外の部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百五十三条第二項において準用する改正前厚生年金保険法
	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第五十四条第一項において準用する第二条第一号	法第百十五条第一項第二号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第二号
第五十四条第一項において準用する第二条第三号	法第百十五条第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第三号
第五十四条第一項において準用する第二条第四号	法第百十五条第一項第五号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第四号
第五十四条第一項において準用する第二条第五号	法第百十五条第一項第十三号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第十二号